

No	質問	回答
1	【仕様書 1 ページ 4 の（1）】 図上訓練の中には、訓練評価のみ委託される訓練項目が位置付いています。訓練内容上、複数の訓練項目が同時進行する場合は想定されますが、それらへの評価については、仕様書に示された「支援体制の配置」の人員の範囲内で対応することによろしいですか。	ご認識のとおりです。 なお、仕様書 6 ページ 6 の（1）のイの(ウ)に記載の訓練運営員、評価者及び記録員の人数は、あくまでも想定であり、必要人数については、訓練の運営、評価及び記録に支障を及ぼすおそれがないかという観点から、受託者と協議の上、適切な人数を決定します。
2	【仕様書 2 ページ 4 の（1）のカの(イ)】 町図上訓練の参加者に、「プレイヤー（町職員 150 名程度）」とあります。町災害対策本部会議運営訓練及び実動訓練への参加者を含まないものと理解してよろしいですか。	原則として含みませんが、例外的に一部の参加者が、重複して、町災害対策本部会議運営訓練又は実動訓練に参加する可能性があります。
3	【仕様書 4 ページ 5 の（1）】 益子町の訓練において、県との合同図上訓練以外に、町単独での訓練が同時並行で実施されることはありますか。	益子町における訓練実施内容については、現在、構想中ですが、益子町が単独で実施する訓練を、県・益子町共催図上訓練と同時並行で実施する可能性があります。
4	【仕様書 8 ページ 7 の（1）】 おおむねお打合せは何回を想定していますでしょうか。	仕様書 8 ページ 7 の（1）に記載のとおり、打合せ回数については、本業務の実施に支障を及ぼすおそれがないかという観点から、受託者と協議の上、適切な回数を決定します。具体的な回数の想定はしていませんが、対面での打合せ（栃木県庁又は益子町役場に来庁の上での打合せ）に限っては、訓練ごとに以下のとおり想定しています。 ・ 県・益子町共催図上訓練：2 回 ・ 県災害対策本部事務局図上訓練：2 回